

会 議 名	令和2年度 第1回坂出市空家等対策協議会
開 催 日 時	令和3年2月9日（火） 午後1時30分～午後2時30分
開 催 場 所	坂出市本庁舎3階 中会議室2
出 席 者	会 長 綾 宏 委 員 松本茂美, 吉田清志, 藤本和弘, 植條敬介, 泉佳宏, 川滝浩嗣, 池田拓真
傍 聴 者	なし

会議録（概要）

1. 開会

会長挨拶

2. 議事

（1）坂出市空家等対策計画の進捗状況について

●事務局

（資料3，資料4により事務局説明）

●会長

除却補助金の判定基準についてももう少し緩くすることはできるのか。

●事務局

補助金について、活用したい人は多いが、国・県の補助がある関係から、判定基準を緩めることができないので、説明しご理解いただいている。

●委員

空家等に係る相談対応についての宅建協会の案内が、令和2年で8件とあるが、共働課に相談があった件数なのか、宅建協会へ案内した件数なのか。

●事務局

相談者から共働課に空家についての相談があり、宅建協会へ相談したほうがよいと案内した件数となります。

●委員

宅建協会本部の方への案内か。

●事務局

そうです。

●委員

相談窓口について、本部の方へ連絡していただいて構わないのだが、不動産の売買、トラブル、管理等の相談について、宅建協会が高松市と丸亀市に無料相談所を設置している。詳しくは、協会本部に聞いてほしいが、月に2、3回開いており、不動産屋が相談相手となる。月に1回程度になるが弁護士の先生が同席する場合もある。無料で直接相談できるようになっているので、併せて案内してみてはどうか。

●事務局

無料相談所を案内することについて、協会本部へ相談したうえで、検討していきたい。現在、市内には直接相談できるような窓口がないので、活用できるようであれば、市としても推進していきたい。

●委員

三豊市、観音寺市は、丸亀市までいくのが大変だという声があり、月に1回相談所の窓口を設置している。坂出市は丸亀市に近いので、新たに設置するまではいかないにしても、活用できるようであれば活用していただけたら市民にとってもよいのではないかと。

(2) 坂出市の空家等対策の取組状況について

●事務局

(資料5により事務局説明)

(3) その他

●会長

「(3) その他」以降の議事内容について、空家の所有者等の個人情報が含まれることから、坂出市空家等対策の推進に関する規則第15条の規定に基づき、会議を非公開としてよろしいか。

●委員

全員異議なし

以降、非公開。

3. 閉会